

宇部市公共下水道西部処理区運営事業 公共施設等運営権実施契約書（案）約款 A（令和 6 年 12 月 20 日（改訂版）） 新旧対照表

頁	章	条	項	号	項目名	公共施設等運営権実施契約書（案）約款 A10 月 25 日（初版）	公共施設等運営権実施契約書（案）約款 A 令和 6 年 12 月 20 日（改訂版）
						宇部市公共下水道西部処理区運営事業 公共施設等運営権実施契約書（案） 令和 6 年 10 月 25 日 宇部市土木建設部	宇部市公共下水道西部処理区運営事業 公共施設等運営権実施契約書（案） 令和 6 年 10 月 25 日（初版） 令和 6 年 12 月 20 日（改訂版） 宇部市土木建設部
2	2	第 5				第 5 条 市は、義務事業開始日において締結している別紙3 記載の協定等について、義務事業期間中、これを維持するものとし、当該協定等が義務事業に必要とされなくなった場合及び変更が必要となった場合には、運営権者と協議の上対応するものとする。	意図的に削除 以下、条を繰上げる。
3	4	第 7	1	6	義務事業の開始条件	（6）本契約第 5 条第 5 項に規定する本事業の実施に必要となる一切の許認可等の取得及び維持についての市による確認	（6）本契約本文第 5 条第 5 項に規定する本事業の実施に必要となる一切の許認可等の取得及び維持についての市による確認
3	4	第 7	1	8	義務事業の開始条件	（8）第 5 条に規定する協定書の締結	意図的に削除 以下、号を繰上げる。
3	4	第 7	1	11	義務事業の開始条件	（12）第 1 6 条第 2 項に規定する保険の付保証明の提出	（11）第 1 5 条第 2 項に規定する保険の付保証明の提出（ただし、義務事業の開始後でなければ付保証明の発行を受けることができない保険の場合は、当該保険の加入申込が完了していることを示す書類を提出するものとし、義務事業の開始後に速やかに付保証明を提出するものとする。）
6	4	第 11	2		任意事業	2 運営権者が任意事業を実施する場合、運営権者は市との間で、任意事業のために利用する本事業用地及び運営権設定対象施設について、義務事業開始日以降、任意事業を開始する時点までに、別紙8 の様式による公有財産賃貸借契約を締結し、又は市から必要な使用許可を受けなければならない。	2 運営権者が任意事業を実施する場合、運営権者は市との間で、任意事業のために利用する本事業用地及び運営権設定対象施設について、義務事業開始日以降、任意事業を開始する時点までに、別紙 3 の様式による公有財産賃貸借契約を締結し、又は市から必要な使用許可を受けなければならない。
6	5	第 13	1		第三者への委託	第 1 4 条 運営権者は、義務事業期間中、本契約本文、本約款、募集要項等、要求水準書及び提案書類に定めるところに従い、本事業にかかる業務（委託禁止業務を除く。以下本条において同じ。）の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。この場合、運営権者は、委託先の名称並びに委託の種類、予定金額、期間及び範囲等（以下「外部委託情報等」という。）を事前に市に対して通知し、かつ、当該第三者との間で締結した契約書の写しを、当該契約の締結後遅滞なく市に提出しなければならない。	第 1 3 条 運営権者は、義務事業期間中、本契約本文、本約款、募集要項等、要求水準書及び提案書類に定めるところに従い、本事業にかかる業務（委託禁止業務を除く。以下本条において同じ。）の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。この場合、運営権者は、委託先の名称並びに委託の種類、予定金額、期間及び範囲等（以下「外部委託情報等」という。）を事前に市に対して通知し、かつ、市が必要と認める場合には、当該第三者との間で締結した契約書の写しを、当該契約の締結後遅滞なく市に提出しなければならない。
6	5	第 13	2		第三者への委託	2 前項の定めに従って本事業等に係る業務を受託した者（以下本条において「受託者」という。）又は請け負った者（以下本条において「請負者」という。）が再委託し、又は下請負を使用しようとする場合、運営権者は、受託者又は請負者が当該再委託先又は下請負先との間で契約を締結する前に、 市の事前の承認を得なければならない（この場合、運営権者は、 当該再委託又は下請負に係る外部委託情報等を事前に市に対して通知し、かつ、受託者又は請負者が当該再委託先又は下請負先との間で締結した契約書の写しを、当該契約の締結後遅滞なく市に提出しなければならない。 ） 。なお、本項の規定により再委託又は下請負がなされた	2 前項の定めに従って本事業等に係る業務を受託した者（以下本条において「受託者」という。）又は請け負った者（以下本条において「請負者」という。）が再委託し、又は下請負を使用しようとする場合、運営権者は、受託者又は請負者が当該再委託先又は下請負先との間で契約を締結する前に、当該再委託又は下請負に係る外部委託情報等を事前に市に対して通知し、市が必要と認める場合には、市の事前の承認を得、かつ、受託者又は請負者が当該再委託先又は下請負先との間で締結した契約書の写しを、当該契約の締結後遅滞なく市に提出しなければならない。なお、本項の規定により再委託又は下請負がなされた場合、その後、当該再委託又は下請

					場合、その後、当該再委託又は下請負による再委託先又は下請負先を受託者又は請負者とみなして本条の規定を適用するものとし、以降も同様とする。	負による再委託先又は下請負先を受託者又は請負者とみなして本条の規定を適用するものとし、以降も同様とする。
7	5	第 13	3		第三者への委託 3 運営権者は、義務事業期間中、前二項の定めによる委託、再委託、請負及び下請負に係るすべての契約書の写しを備え置くとともに、市が求めた場合には、速やかに当該契約書の写し及び市が合理的に要求する体制図等を市に提出しなければならない。	3 運営権者は、義務事業期間中、前二項の定めによる委託、再委託、請負及び下請負に係るすべての契約書の写しを備え置くとともに、市が求めた場合には、速やかに当該契約書の写し（既に提出済みのものを除く。）及び市が合理的に要求する体制図等を市に提出しなければならない。
10	7	第 23	2		改築計画の作成 2 運営権者は、前項に定める期間以降の翌5 事業年度についての改築計画を、市及び運営権者の間で協議及び調整のうえ、当該5 事業年度開始予定日の前々事業年度の2 月末日までに策定するものとし、以降も同様とする。ただし、令和8 から9 年度までの2 事業年度についてのSPCによる運営権設定対象施設の改築に係る計画については、基本協定締結後市と協議及び調整を行う。なお、当該改築計画に国補助金の対象外となる運営権設定対象施設の改築を含める場合には、運営権者は予め市に申し入れを行うものとし、市は、運営権者と協議のうえ、当該改築の可否及び実施条件を決定する（以下、かかる改築業務を「補助金対象外改築業務」という。）。	2 運営権者は、前項に定める期間以降の翌 5 事業年度についての改築計画を、市及び運営権者の間で協議及び調整のうえ、当該 5 事業年度開始予定日の前々事業年度の 2 月末日までに策定するものとし、以降も同様とする。ただし、令和 8 から 9 年度までの 2 事業年度についての運営権者による運営権設定対象施設の改築に係る計画については、基本協定締結後市と協議及び調整を行う。なお、当該改築計画に国補助金の対象外となる運営権設定対象施設の改築を含める場合には、運営権者は予め市に申し入れを行うものとし、市は、運営権者と協議のうえ、当該改築の可否及び実施条件を決定する（以下、かかる改築業務を「補助金対象外改築業務」という。）。
11	7	第 24	4		改 築 実 施 基 本 協 定、年度実施協定 4 改築実施基本協定及び年度実施協定は、本契約の一部を構成し、運営権者は、本契約第 2 6 条乃至第 3 8 条並びに改築実施基本協定及び年度実施協定の規定に従って、単年度対象改築業務を実施しなければならない。	4 改築実施基本協定及び年度実施協定は、本契約の一部を構成し、運営権者は、本約款第 2 5 条乃至第 3 7 条並びに改築実施基本協定及び年度実施協定の規定に従って、単年度対象改築業務を実施しなければならない。
13	7	第 30	5		市による検査及び引渡し 5 運営権者は、該改築に係る工事が完成検査に合格しないときは、直ちに改造又は修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、当該改造又は修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。	5 運営権者は、当該改築に係る工事が完成検査に合格しないときは、直ちに改造又は修補して市の検査を受けなければならない。この場合においては、当該改造又は修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。
13	7	第 32	4		市による改築に関する業務に要する費用の支払い 4 前項の規定による事業期間終了時残存価値相当額の支払い後、第 6 1 条第 2 項の規定により義務事業期間が延長された場合、運営権者は、前項の規定により支払いを受けた事業期間終了時残存価値相当額と、延長後の本事業終了日を「事業期間終了時」として算定した事業期間終了時残存価値相当額に相当する金額との差額を、延長後の本事業終了日までに、市が指定する方法により、市に一括して支払うものとし、当該支払後に第 6 1 条第 2 項の規定により義務事業期間が延長された場合も同様とする。	4 前項の規定による事業期間終了時残存価値相当額の支払い後、第 6 0 条第 2 項の規定により義務事業期間が延長された場合、運営権者は、前項の規定により支払いを受けた事業期間終了時残存価値相当額と、延長後の本事業終了日を「事業期間終了時」として算定した事業期間終了時残存価値相当額に相当する金額との差額を、延長後の本事業終了日までに、市が指定する方法により、市に一括又は分割して支払うものとし、当該支払後に第 6 0 条第 2 項の規定により義務事業期間が延長された場合も同様とする。
13	7	第 32	5		市による改築に関する業務に要する費用の支払い 5 市がその責めに帰すべき事由により第 3 1 条第 2 項の期間内に完成検査を完了しないときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数（以下「遅延日数」という）は、前項の期間（以下「支払期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、遅延日数が支払期間の日数を超えるときは、支払期間は、遅延日数が支払期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。	5 市がその責めに帰すべき事由により第 3 0 条第 2 項の期間内に完成検査を完了しないときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数（以下「遅延日数」という）は、第 3 項の期間（以下「支払期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、遅延日数が支払期間の日数を超えるときは、支払期間は、遅延日数が支払期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
14	7	第 33	1		市の前払金 第 3 4 条 運営権者は、保証事業会社と頭書の完成期日を保証期限とする法第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「前払金保証契約」という。）を締結し、その保証証書を市に寄託したときは、前払金支払請求書を市に提出して前払金の支払を請求することができる。この場合において、運営権者が請求できる金額は、頭	第 3 3 条 運営権者は、保証事業会社と完成期日（複数事業年度にわたる改築に係る業務の最終の事業年度以外の事業年度にあつては、各事業年度末）を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「前払金保証契約」という。）を締結し、その保証証書を市に寄託したときは、前

					書の前払金の額以内とする。	払金支払請求書を市に提出して前払金の支払を請求することができる。
14	7	第 33	2		市の前払金 2 運営権者は、前項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と前払金保証契約を締結し、その保証証書を市に寄託したときは、前払金支払請求書を市に提出して前払金（以下「中間前払金」という。）の支払を請求することができる。 この場合において、運営権者が請求できる金額は、頭書の中間前払金の額以内とする。	2 運営権者は、 各事業年度において 、前項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と前払金保証契約を締結し、その保証証書を市に寄託したときは、前払金支払請求書を市に提出して前払金（以下「中間前払金」という。）の支払を請求することができる。
14	7	第 33	7		市の前払金 7 請負代金の額 が著しく減額された場合において、第 1 項及び第 2 項の規定により支払った前払金の額が減額後の 請負代金の額 の10 分の6（第 2 項の規定により支払った前払金がないときは、2 分の1）を超えるときは、市は、期限を定めて、運営権者から第 1 項及び第 2 項の規定により支払った前払金の額から 当該請負代金の額 の10 分の6（第 2 項の規定により支払った前払金がないときは、2 分の1）に相当する額を差し引いて得た金額（以下この条において「超過額」という。）を返還させることができる。ただし、超過額が相当の額に達し、当該超過額を返還させることが第 1 項及び第 2 項の規定により支払った前払金（以下「前払金」という。）の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、市と運営権者とが協議して返還すべき金額を定める。	7 各事業年度の出来高予定額（前事業年度末における第 3 6 条の出来形に対応する費用が前事業年度までの出来形予定額を超えた場合において、当該事業年度の当初に部分払いをしたときは、当該超過額を控除した額（以下、同条及び次条において同じ。）の額 が著しく減額された場合において、第 1 項及び第 2 項の規定により支払った 当該事業年度 の前払金の額が減額後の 出来高予定額 の 10 分の 6（第 2 項の規定により支払った前払金がないときは、2 分の 1）を超えるときは、市は、期限を定めて、運営権者から第 1 項及び第 2 項の規定により支払った前払金の額から 当該出来高予定額 の 10 分の 6（第 2 項の規定により支払った前払金がないときは、2 分の 1）に相当する額を差し引いて得た金額（以下この条において「超過額」という。）を返還させることができる。ただし、超過額が相当の額に達し、当該超過額を返還させることが第 1 項及び第 2 項の規定により支払った前払金（以下「前払金」という。）の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、市と運営権者とが協議して返還すべき金額を定める。
14	7	第 35			前払金の使用の制限等 第 3 6 条 運営権者は、前払金を 頭書の 工事の材料費、労務費、建設機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費の支払に充ててはならない。ただし、前払金の 100 分の25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充てることができる。	第 3 5 条 運営権者は、前払金を工事の材料費、労務費、建設機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費の支払に充ててはならない。ただし、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充てることができる。
15	7	第 36	3		市の部分払 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、運営権者の負担と し、当該検査。	4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、運営権者の負担と する。
16	8	第 40			使用料及び利用料金設定割合の改定 （使用料等及び利用料金割合の改定）	（使用料等及び利用料金 設定 割合の改定）
17	8	第 42	1		臨時補正 第 4 3 条 事業期間中に本事業等に係る事業環境が著しく変化する場合として 以下に列举 する事象が発生した場合、運営権者は、市に通知するものとする（なお、市が当該事象の発生について運営権者に通知することも妨げられないものとする。）。運営権者又は市から当該通知がなされた場合、市及び運営権者は、次に定めるところに従って、臨時補正について協議し、又は臨時補正を行う。	第 4 2 条 事業期間中に本事業等に係る事業環境が著しく変化する場合として 第 2 項に規定 する事象が発生した場合、運営権者は、市に通知するものとする（なお、市が当該事象の発生について運営権者に通知することも妨げられないものとする。）。運営権者又は市から当該通知がなされた場合、市及び運営権者は、次に定めるところに従って、臨時補正について協議し、又は臨時補正を行う。
17	8	第 42	2		臨時補正 2 運営権者収受額の 臨時補正は、次に定めるところに従って行われるものとする。	2 臨時補正は、次に定めるところに従って行われるものとする。
18	9	第 45	1	1	流入水量又は流入水質の変動 2 本処理区における運営権設定対象施設への流入水量が、要求水準書で設定した範囲を超えて著しく変動した場合、これに起因して維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務に要する費用が著しく増減した場合、かかる費用の増減部分の負	(1) 本処理区における運営権設定対象施設への流入水量が、要求水準書で設定した範囲を超えて著しく変動した場合、これに起因して維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務に要する費用が著しく増減した場合、かかる費用の増減部分の負

						負担について、市と運営権者の間で協議を行う。	担について、市と運営権者の間で協議を行う。
18	9	第 45	1	2	流入水量又は流入水質の変動	2 運営権設定対象施設への流入水質が要求水準書に定める基準を概ね1 ヶ月にわたり継続的に満たさない場合であって、これに起因して維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務に要する費用が著しく増減した場合、かかる費用の増減部分の負担について、市と運営権者の間で協議を行う。	(2) 運営権設定対象施設への流入水質が要求水準書に定める基準を概ね 1 ヶ月にわたり継続的に満たさない場合であって、これに起因して維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務に要する費用が著しく増減した場合、かかる費用の増減部分の負担について、市と運営権者の間で協議を行う
18	9	第 45	1	3	流入水量又は流入水質の変動	3 前各 項 の定めにかかわらず、前各項に定める運営権者の増加費用又は損害の発生が、法令等の変更又は不可抗力に起因する場合、第 4 8 条乃至第 5 1 条までの規定に従うものとする。	(3) 前各 号 の定めにかかわらず、前各項に定める運営権者の増加費用又は損害の発生が、法令等の変更又は不可抗力に起因する場合、第 4 8 条乃至第 5 1 条までの規定に従うものとする。
19	9	第 48	1		法令等の変更による増加費用・損害の扱い	第 4 9 条 本契約に別途定める場合を除き、本契約締結日以降、法令等の変更により義務事業又は附帯事業について運営権者に増加費用又は損害が生じた場合、運営権者が当該増加費用又は損害を負担するものとする。ただし、法令等又は市の計画の変更に対応するため、運営権設定対象施設について新たな設備投資が必要となる場合、市は、市の負担において、必要な設備投資を実施し、若しくは第三者をして実施させ、又は運営権者が実施する当該設備投資の費用を負担するものとする。また、特定条例等変更により（運営権者の責めに帰すべき事由により当該特定条例等変更が行われた場合を除く。）、義務事業又は附帯事業について運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、利用料金割合の改定によっても当該増加費用又は損害が補填されなかった場合に限り、市は、当該補填されなかった増加費用又は損害について補償するものとする。	第 4 8 条 本契約に別途定める場合を除き、本契約締結日以降、法令等の変更により義務事業又は附帯事業について運営権者に増加費用又は損害が生じた場合、運営権者が当該増加費用又は損害を負担するものとする。ただし、法令等又は市の計画の変更に対応するため、運営権設定対象施設について新たな設備投資が必要となる場合、市は、市の負担において、必要な設備投資を実施し、若しくは第三者をして実施させ、又は運営権者が実施する当該設備投資の費用を負担するものとする。また、特定条例等変更により（運営権者の責めに帰すべき事由により当該特定条例等変更が行われた場合を除く。）、義務事業又は附帯事業について運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、利用料金 設定 割合の改定によっても当該増加費用又は損害が補填されなかった場合に限り、市は、当該補填されなかった増加費用又は損害について補償するものとする。
24	12	第 62	2		本契約終了による資産の取扱い	2 義務事業期間が終了した場合においても、市は、第 3 3 条第 7 項又は第 3 7 条第 7 項の適用を受けて運営権者が自らの費用負担により実施した 交付金等 対象外改築業務に係る資産について引き続き所有し、運営権者に対して特段の支払を要しないものとする。	2 義務事業期間が終了した場合においても、市は、第 3 2 条第 7 項又は第 3 6 条第 7 項の適用を受けて運営権者が自らの費用負担により実施した 補助金 対象外改築業務に係る資産について引き続き所有し、運営権者に対して特段の支払を要しないものとする。
30	13	第 78			運営権放棄・取消等及び損害の負担－不可抗力解除	（運営権 破 棄・取消等及び損害の負担－不可抗力解除）	（運営権 放 棄・取消等及び損害の負担－不可抗力解除）
30	14	第 79	2		公租公課	2 市は、改築に係る業務に関して運営権者に対して支払う対価（ 第 6 3 条第 2 項の規定により支払われるもの を含む。）については、当該改築に係る業務について第 3 1 条第 2 項（同条第 4 項の規定により適用される場合を含む。）の検査に合格した時点で適用のある消費税相当額（消費税（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）に定める税をいう。）及び地方消費税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第 2 章第 3 節に定める税をいう。）相当額をいう。）を付して支払うほか、本約款に関連するすべての公租公課について本約款に別段の定めのある場合を除き負担しない。	2 市は、改築に係る業務に関して運営権者に対して支払う対価（ 事業期間終了時残存価値相当額 を含む。）については、当該改築に係る業務について第 3 0 条第 2 項（同条第 4 項の規定により適用される場合を含む。）の検査に合格した時点で適用のある消費税相当額（消費税（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）に定める税をいう。）及び地方消費税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第 2 章第 3 節に定める税をいう。）相当額をいう。）を付して支払うほか、本約款に関連するすべての公租公課について本約款に別段の定めのある場合を除き負担しない。
33	別紙 2	第 7			危険負担	第 7 条 譲受人は、本契約締結時から譲渡物品の引渡時までにおいて、当該物品が 譲渡 人の責めに帰すべき事由により滅失、毀損した場合を除き、譲渡人に対し譲渡代金の減免を請求することができ ない 。	第 7 条 譲受人は、本契約締結時から譲渡物品の引渡時までにおいて、当該物品が 譲受 人の責めに帰すべき事由により滅失、毀損した場合を除き、譲渡人に対し譲渡代金の減免を請求することができ る 。
33	別紙 2	第 8			契約不適合に関する責任	第 8 条 譲渡物品の引渡は現状有姿で行うものとし、譲受人は、本契約締結後、譲渡物品に数量の不足、その他隠れた瑕疵等のあることを発見しても、譲渡代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。	第 8 条 譲渡物品に数量の不足、その他隠れた瑕疵等のあることを発見 された場合、譲受人は、譲渡物品の引渡後 1 年以内に限り、 譲渡代金の減免の請求をすることができる。 この場合、譲受人は、損害賠償の請求又は本契約の解除をすることが

							できない。
	別紙 3				市が維持する協定等	別紙 3 市が維持する協定等³	削除
	別紙 8				公有財産賃貸借契約	別紙 8 公有財産賃貸借契約	本別紙 8 の内容を別紙 3 に移記。 以下、別紙番号を繰上げる。
37	別紙 3	頭書			公有財産賃貸借契約	貸付人宇部市と借受人●●とは、令和 ● 年 ● 月 ● 日付宇部市公共下水道西部処理区運営事業公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）第 22 条第 2 項に基づき、次の条項により公有財産賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。なお、実施契約において定義されている用語は、本契約において別段の規定がない限り、文脈上別意に解すべきものを除き、本契約においても同じ意味を有するものとする。	貸付人宇部市と借受人●●とは、令和 ● 年 ● 月 ● 日付宇部市公共下水道西部処理区運営事業公共施設等運営権実施契約書約款 A（以下「実施契約」という。）第 11 条第 2 項に基づき、次の条項により公有財産賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。なお、実施契約において定義されている用語は、本契約において別段の規定がない限り、文脈上別意に解すべきものを除き、本契約においても同じ意味を有するものとする。
37	別紙 3	第 2			貸付物件	第 2 条 貸付人は、別記に記載する土地（以下「貸付物件」という。）を借受人に有償で貸付け、借受人はこれを借受ける。	第 2 条 貸付人は、別記に記載する土地 ³ （以下「貸付物件」という。）を借受人に有償で貸付け、借受人はこれを借受ける。
37	別紙 3	第 2			貸付物件		³ 施設も含めた賃貸借に関する提案がなされた場合には必要な修正を加えます。
38	別紙 3	第 10			瑕疵担保	第 10 条 借受人は、本契約締結後、貸付物件に数量の不足、その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができないものとする。	第 10 条 借受人は、本契約締結後、貸付物件に数量の不足、その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができないものとする。かかる場合において、当該瑕疵により本契約の目的を達成することができないときは、借受人は、本契約を解除することができる。
38	別紙 3	第 13	2		物件保全義務等	2 借受人は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、 第三者に損害を与えた場合には 、その損害の責を負うものとし、貸付人が借受人に代わって賠償の責を果たした場合には、借受人に求償することができる。	2 借受人は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊した 場合において 、借受人が前項の義務に違反した ことにより 第三者に損害を与えた ときは 、その損害の責を負うものとし、貸付人が借受人に代わって賠償の責を果たした場合には、借受人に求償することができる。
40	別紙 3	第 16	6		契約の解除	(4) 本契約の他の規定にかかわらず、実施契約が終了した場合には、本契約は当然に終了する。	6 本契約の他の規定にかかわらず、実施契約が終了した場合には、本契約は当然に終了する。
50	別紙 7	第 12	2		契約の終了	2 前項の規定により本契約が終了した場合、受託者は、委託者に対し、本契約の終了時点において受託者の指定する銀行口座に着金済であり、かつ委託者に対し未払の利用料金相当額を、第 10 条に従って支払う。	2 前項の規定により本契約が終了した場合、受託者は、委託者に対し、本契約の終了時点において受託者の指定する銀行口座に着金済であり、かつ委託者に対し未払の利用料金相当額を、第 8 条に従って支払う。
53	別紙 8				利用料金設定割合の定期改定（需要及び物価変動）	別紙 9 利用料金割合の定期改 訂 （需要及び物価変動）	別紙 8 利用料金 設定 割合の定期改 定 （需要及び物価変動）
53	別紙 8	頭書			利用料金設定割合の定期改定（需要及び物価変動）	本約款第 4 2 条 2 項 1 号に定める「別紙 9 に定める算定方法」は、以下のとおりとする。 なお、利用料金割合上限までは変更を許容し、それを超える場合については相互で協議・調整を図り、運営権者への過度な負担が発生しないように市は対応する。 本約款第 4 2 条 2 項 1 号に定める利用料金設定割合の定期改訂においては、需要変動及び物価変動について以下の規定により改定を行う。	本約款第 4 1 条 2 項 1 号に定める「別紙 8 に定める算定方法」は、以下のとおりとする。 なお、利用料金 設定 割合上限までは変更を許容し、それを超える場合については相互で協議・調整を図り、運営権者への過度な負担が発生しないように市は対応する。 本約款第 4 1 条 2 項 1 号に定める利用料金設定割合の定期改定においては、需要変動及び物価変動について以下の規定により改定を行う。
53	別紙 8			1	需要変動	需要変動は、運営権者が提案書提出時に提示した改定前 5 ヶ年の利用料金収提案額と実績利用料金受領額から需要変動比率を算出し、改定前と比較し、変動	需要変動は、運営権者が提案書提出時に提示した改定前 5 ヶ年の利用料金収提案額と実績利用料金受領額から需要変動比率を算出し、改定前と比較し、変動（増減）

					(増減)が生じた場合、(3)に示す算定式に準じ利用料金割合の算定を行う。	が生じた場合、(3)に示す算定式に準じ利用料金 設定 割合の算定を行う。																																																
53	別紙 8		2	物価変動	物価変動は、運営権者が提案書提出時に提示した改定前5 ヵ年の以下に示す物価変動費の物価変動比率が、改定時と比較し変動(増減)が生じた場合、(3)に示す算定式に準じ利用料金割合の算定を行う。 <table><tr><th>物価変動費 構成項目</th><th>対象</th><th>参照される物価指数</th></tr><tr><td>人件費</td><td>○</td><td>山口県が公表する「公共工事設計労務・資材単価表」で示される電工単価(以下本別紙9(3)において「物価指標①」という。)</td></tr><tr><td>薬品費</td><td>○</td><td>日本銀行が公表する国内企業物価指数で示される無機化学工業製品(以下本別紙9(3)及び別紙10(2)において「物価指標②」という。)</td></tr><tr><td>動力費</td><td>○</td><td>日本銀行が公表する国内企業物価指数で示される電力・都市ガス・水道(以下本別紙9(3)及び別紙10(2)において「物価指標③」という。)</td></tr><tr><td>修繕費</td><td>○</td><td>日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均(以下本別紙9(3)において「物価指標④」という。)</td></tr><tr><td>保守点検費</td><td>○</td><td>日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均(以下本別紙9(3)において「物価指標④」という。)</td></tr><tr><td>廃棄物処理費</td><td>○</td><td>日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される廃棄物処理(以下本別紙9(3)及び別紙10(2)において「物価指標⑤」という。)</td></tr><tr><td>その他営業経費</td><td>○</td><td>日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均(以下本別紙9(3)において「物価指標④」という。)</td></tr></table>	物価変動費 構成項目	対象	参照される物価指数	人件費	○	山口県が公表する「公共工事設計労務・資材単価表」で示される電工単価(以下本別紙 9 (3)において「物価指標①」という。)	薬品費	○	日本銀行が公表する国内企業物価指数で示される無機化学工業製品(以下本別紙 9 (3)及び別紙 10 (2)において「物価指標②」という。)	動力費	○	日本銀行が公表する国内企業物価指数で示される電力・都市ガス・水道(以下本別紙 9 (3)及び別紙 10 (2)において「物価指標③」という。)	修繕費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均(以下本別紙 9 (3)において「物価指標④」という。)	保守点検費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均(以下本別紙9(3)において「物価指標④」という。)	廃棄物処理費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される廃棄物処理(以下本別紙 9 (3)及び別紙 10 (2)において「物価指標⑤」という。)	その他営業経費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均(以下本別紙9(3)において「物価指標④」という。)	物価変動は、運営権者が提案書提出時に提示した改定前5 ヵ年の以下に示す物価変動費の物価変動比率が、改定時と比較し変動(増減)が生じた場合、(3)に示す算定式に準じ利用料金設定割合の算定を行う。 <table><tr><th>物価変動費 構成項目</th><th>対象</th><th>参照される物価指数</th></tr><tr><td>人件費</td><td>○</td><td>山口県が公表する「公共工事設計労務・資材単価表」で示される電工単価(以下本別紙8(3)において「物価指標①」という。)</td></tr><tr><td>薬品費</td><td>○</td><td>日本銀行が公表する国内企業物価指数で示される無機化学工業製品(以下本別紙8(3)及び別紙9(2)において「物価指標②」という。)</td></tr><tr><td>動力費</td><td>○</td><td>日本銀行が公表する国内企業物価指数で示される電力・都市ガス・水道(以下本別紙8(3)及び別紙9(2)において「物価指標③」という。)</td></tr><tr><td>修繕費</td><td>○</td><td>日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均(以下本別紙8(3)において「物価指標④」という。)</td></tr><tr><td>保守点検費</td><td>○</td><td>物価指標④</td></tr><tr><td>廃棄物処理費</td><td>○</td><td>日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される廃棄物処理(以下別紙8(3)及び別紙9(2)において「物価指標⑤」という。)</td></tr><tr><td>その他営業経費</td><td>○</td><td>物価指標④</td></tr></table>	物価変動費 構成項目	対象	参照される物価指数	人件費	○	山口県が公表する「公共工事設計労務・資材単価表」で示される電工単価(以下本別紙 8 (3)において「物価指標①」という。)	薬品費	○	日本銀行が公表する国内企業物価指数で示される無機化学工業製品(以下本別紙 8 (3)及び別紙 9 (2)において「物価指標②」という。)	動力費	○	日本銀行が公表する国内企業物価指数で示される電力・都市ガス・水道(以下本別紙 8 (3)及び別紙 9 (2)において「物価指標③」という。)	修繕費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均(以下本別紙 8 (3)において「物価指標④」という。)	保守点検費	○	物価指標④	廃棄物処理費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される廃棄物処理(以下別紙 8 (3)及び別紙 9 (2)において「物価指標⑤」という。)	その他営業経費	○	物価指標④
物価変動費 構成項目	対象	参照される物価指数																																																				
人件費	○	山口県が公表する「公共工事設計労務・資材単価表」で示される電工単価(以下本別紙 9 (3)において「物価指標①」という。)																																																				
薬品費	○	日本銀行が公表する国内企業物価指数で示される無機化学工業製品(以下本別紙 9 (3)及び別紙 10 (2)において「物価指標②」という。)																																																				
動力費	○	日本銀行が公表する国内企業物価指数で示される電力・都市ガス・水道(以下本別紙 9 (3)及び別紙 10 (2)において「物価指標③」という。)																																																				
修繕費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均(以下本別紙 9 (3)において「物価指標④」という。)																																																				
保守点検費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均(以下本別紙9(3)において「物価指標④」という。)																																																				
廃棄物処理費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される廃棄物処理(以下本別紙 9 (3)及び別紙 10 (2)において「物価指標⑤」という。)																																																				
その他営業経費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均(以下本別紙9(3)において「物価指標④」という。)																																																				
物価変動費 構成項目	対象	参照される物価指数																																																				
人件費	○	山口県が公表する「公共工事設計労務・資材単価表」で示される電工単価(以下本別紙 8 (3)において「物価指標①」という。)																																																				
薬品費	○	日本銀行が公表する国内企業物価指数で示される無機化学工業製品(以下本別紙 8 (3)及び別紙 9 (2)において「物価指標②」という。)																																																				
動力費	○	日本銀行が公表する国内企業物価指数で示される電力・都市ガス・水道(以下本別紙 8 (3)及び別紙 9 (2)において「物価指標③」という。)																																																				
修繕費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均(以下本別紙 8 (3)において「物価指標④」という。)																																																				
保守点検費	○	物価指標④																																																				
廃棄物処理費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される廃棄物処理(以下別紙 8 (3)及び別紙 9 (2)において「物価指標⑤」という。)																																																				
その他営業経費	○	物価指標④																																																				
54	別紙 8		3	算定式	前号で示す需要変動比率及び物価変動比率を用い、以下の算出式により利用料金割合の改定を行う。 【算出式】 改訂利用料金割合＝(次期5 ヵ年の提案利用料金額＋需要変動増減額＋物価変動増減額) ／次期5 ヵ年の想定使用料収入 需要変動増減額＝過去5 ヵ年の提案利用料金額×(1－需要変動比率) 需要変動比率＝過去5 ヵ年の利用料金額／過去5 ヵ年の提案利用料金額 物価変動増減額＝過去5 ヵ年の提案物価変動費×(物価変動比率－1) 物価変動比率＝ 人件費の物価変動費の合計額に占める割合×(直後に到来する定期改訂実施年度の2 年度前の事業年度1 年間における物価指標①の平均値÷前回改定時に指標とした年度(初回は令和6 年度)の事業年度1 年間における物価指標①の平均値) ＋薬品費の物価変動費の合計額に占める割合×(直後に到来する定期改訂実施年度の2 年度前の事業年度1 年間における物価指標②の平均値÷前回改定時に指標とした年度(初回は令和6 年度)の事業年度1 年間における物価指標②の平均値) ＋動力費の物価変動費の合計額に占める割合×(直後に到来する定期改訂実施年度の2 年度前の事業年度1 年間における物価指標③の平均値÷前回改定時に指標とし	前号で示す需要変動比率及び物価変動比率を用い、以下の算出式により利用料金設定割合の改定を行う。 【算出式】 改定利用料金設定割合＝(次期5 ヵ年の提案利用料金額＋需要変動増減額＋物価変動増減額) ／次期5 ヵ年の想定使用料等収入 需要変動増減額＝過去5 ヵ年の提案利用料金額×(1－需要変動比率) 需要変動比率＝過去5 ヵ年の利用料金額／過去5 ヵ年の提案利用料金額 物価変動増減額＝過去5 ヵ年の提案物価変動費×(物価変動比率－1) 物価変動比率＝ 人件費の物価変動費の合計額に占める割合×(直後に到来する定期改定実施年度の2 年度前の事業年度1 年間における物価指標①の平均値÷前回改定時に指標とした年度(初回は令和6 年度)の事業年度1 年間における物価指標①の平均値) ＋薬品費の物価変動費の合計額に占める割合×(直後に到来する定期改定実施年度の2 年度前の事業年度1 年間における物価指標②の平均値÷前回改定時に指標とした年度(初回は令和6 年度)の事業年度1 年間における物価指標②の平均値) ＋動力費の物価変動費の合計額に占める割合×(直後に到来する定期改定実施年度の2 年度前の事業年度1 年間における物価指標③の平均値÷前回改定時に指標とし																																																

					た年度（初回は令和6 年度）の事業年度1 年間における物価指標③の平均値） ＋修繕費の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改訂実施年度の2 年度前の事業年度1 年間における物価指標④の平均値÷前回改定時に指標とした年度（初回は令和6 年度）の事業年度1 年間における物価指標④の平均値） ＋保守点検費の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改訂実施年度の2年度前の事業年度1 年間における物価指標④の平均値÷前回改定時に指標とした年度（初回は令和6 年度）の事業年度1 年間における物価指標④の平均値） ＋廃棄物処理費の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改訂実施年度の2 年度前の事業年度1 年間における物価指標⑤の平均値÷前回改定時に指標とした年度（初回は令和6 年度）の事業年度1 年間における物価指標⑤の平均値） ＋その他営業経費の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改訂実施年度の2 年度前の事業年度1 年間における物価指標④の平均値÷前回改定時に指標とした年度（初回は令和6 年度）の事業年度1 年間における物価指標④の平均値）	した年度（初回は令和6 年度）の事業年度1 年間における物価指標③の平均値） ＋修繕費の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改定実施年度の2 年度前の事業年度1 年間における物価指標④の平均値÷前回改定時に指標とした年度（初回は令和6 年度）の事業年度1 年間における物価指標④の平均値） ＋保守点検費の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改定実施年度の2 年度前の事業年度1 年間における物価指標④の平均値÷前回改定時に指標とした年度（初回は令和6 年度）の事業年度1 年間における物価指標④の平均値） ＋廃棄物処理費の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改定実施年度の2 年度前の事業年度1 年間における物価指標⑤の平均値÷前回改定時に指標とした年度（初回は令和6 年度）の事業年度1 年間における物価指標⑤の平均値） ＋その他営業経費の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改定実施年度の2 年度前の事業年度1 年間における物価指標④の平均値÷前回改定時に指標とした年度（初回は令和6 年度）の事業年度1 年間における物価指標④の平均値）																									
55	別紙10				臨時補正	別紙10 運営権者収受額の臨時補正	別紙9 臨時補正																								
55	別紙10	頭書			臨時補正	本約款第4 3条2項1号に定める「別紙9 に定める算定方法」は、以下のとおりとする。 本約款第4 3条2項1号に定める運営権者収受額の補正においては、物価変動について以下の規定により改定を行う。	本約款第4 2条2項1号に定める「別紙9 に定める算定方法」は、以下のとおりとする。 本約款第4 2条2項1号に定める利用料金の補正においては、物価変動について以下の規定により改定を行う。																								
55	別紙10			1	物価変動	物価変動は、以下に示す物価変動費の物価変動比率が改定前と比較し4%以上の変動（増減）が生じた場合、（2）に示す算定式に準じ利用料金割合の算定を行う。 <table><tr><td>物価変動費 構成項目</td><td>対象</td><td>参照される物価指数</td></tr><tr><td>薬品費</td><td>○</td><td>日本銀行が公表する国内企業物価指数で示される無機化学工業製品（以下別紙9（3）及び本別紙10（2）において「物価指標②」という。）</td></tr><tr><td>動力費</td><td>○</td><td>日本銀行が公表する国内企業物価指数で示される電力・都市ガス・水道（以下別紙9（3）及び本別紙10（2）において「物価指標③」という。）</td></tr><tr><td>廃棄物処理費</td><td>○</td><td>日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される廃棄物処理（以下別紙9（3）及び本別紙10（2）において「物価指標⑤」という。）</td></tr></table>	物価変動費 構成項目	対象	参照される物価指数	薬品費	○	日本銀行が公表する国内企業物価指数で示される無機化学工業製品（以下別紙9（3）及び本別紙10（2）において「物価指標②」という。）	動力費	○	日本銀行が公表する国内企業物価指数で示される電力・都市ガス・水道（以下別紙9（3）及び本別紙10（2）において「物価指標③」という。）	廃棄物処理費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される廃棄物処理（以下別紙9（3）及び本別紙10（2）において「物価指標⑤」という。）	物価変動は、以下に示す物価変動費の物価変動比率が改定前と比較し4%以上の変動（増減）が生じた場合、（2）に示す算定式に準じ利用料金（臨時補正）の算定を行う。 <table><tr><td>物価変動費 構成項目</td><td>対象</td><td>参照される物価指数</td></tr><tr><td>薬品費</td><td>○</td><td>物価指標②</td></tr><tr><td>動力費</td><td>○</td><td>物価指標③</td></tr><tr><td>廃棄物処理費</td><td>○</td><td>物価指標⑤</td></tr></table>	物価変動費 構成項目	対象	参照される物価指数	薬品費	○	物価指標②	動力費	○	物価指標③	廃棄物処理費	○	物価指標⑤
物価変動費 構成項目	対象	参照される物価指数																													
薬品費	○	日本銀行が公表する国内企業物価指数で示される無機化学工業製品（以下別紙9（3）及び本別紙10（2）において「物価指標②」という。）																													
動力費	○	日本銀行が公表する国内企業物価指数で示される電力・都市ガス・水道（以下別紙9（3）及び本別紙10（2）において「物価指標③」という。）																													
廃棄物処理費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される廃棄物処理（以下別紙9（3）及び本別紙10（2）において「物価指標⑤」という。）																													
物価変動費 構成項目	対象	参照される物価指数																													
薬品費	○	物価指標②																													
動力費	○	物価指標③																													
廃棄物処理費	○	物価指標⑤																													
55	別紙10			2	算定式	運営権者収受額（補正）＝前年度の提案利用料金額×（物価変動比率－1）	利用料金（臨時補正）＝前年度の提案利用料金額×（物価変動比率－1）																								

※本新旧対照表と公共施設等運営権実施契約書（案）約款 A 及び公共施設等運営権実施契約書（案）約款 A（令和6 年12 月20 日改訂版）に相違があった場合は、公共施設等運営権実施契約書（案）約款 A 及び公共施設等運営権実施契約書（案）約款 A（令和6 年12 月20 日改訂版）に表す内容を正しいものとする。